

制定 令和8年3月1日

大阪市教職員用端末検討会議設置要綱

(設置)

第1条 校務支援ICT活用事業における教職員用端末の環境整備を推進し、ICTの活用による学校教育の質の向上、学校経営の効率化・高度化、教員間の知見の共有等を見据えた今後の教職員用端末を検討するため、大阪市教職員用端末検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 本要綱において教職員用端末とは、本市の小学校、中学校及び義務教育学校において教員及び、職員が使用する教育情報利用パソコン（教職員用）のことをいう。

(組織の構成)

第3条 検討会議は、別表1に掲げる者及び掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 検討会議に、座長及び座長代理を置く。
- 3 座長は、学校運営支援センター 教育ICT担当課長とし、座長代理は、教育ICT基盤担当課長及び教育DX推進担当課長をもって充てる。
- 4 座長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 5 座長代理は、座長を補佐すると共に、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(設置期間)

第5条 検討会議の設置期間は、本要綱の施行の日から、本市における教職員用端末の調達方針決定の時までとする。

(守秘義務)

第6条 検討会議の構成員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、教育委員会事務局学校運営支援センター給与・システム担当において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

座長	教育委員会事務局 学校運営支援センター 教育ICT担当課長
座長代理	同 学校運営支援センター 教育ICT基盤担当課長
座長代理	同 総務部 教育DX推進担当課長
	同 総合教育センター 首席指導主事（ICT推進）
	同 指導部 初等・中学校教育担当課長
	同 総務部 教育DX推進担当課長代理
	同 総合教育センター 次席指導主事（ICT推進）
	同 指導部 次席指導主事（初等・中学校教育）
	同 学校運営支援センター 教育ICT基盤担当課長代理
現場教員	大阪市立小学校校長会から選出
現場教員	大阪市立中学校校長会から選出
現場教員	大阪市小学校教育研究会から選出
現場教員	大阪市立中学校教育研究会から選出